

連絡報第一一五四號

昭二十六年三月六日
連絡課

| 要処置 | 主担当 | 復員課 |
|-----|------------------------|-----|
| 配布先 | 局長、局附、部長、復、庶、經、復相、留、東復 | |

琉球諸島から日本への元日本軍人の遺骨送還
のための費用の支拂について

一九五〇年一月二十日（四九、一一、七）G.A. SO APH N 143

日本政府宛覺書

「現在琉球諸島に埋葬されている元日本軍人の遺骨の發掘、埋葬輸送及び交付に關する一切の費用を現在までのたまされた役務に對する支拂に對し日本政府は直ちにその責に任すること。」

琉球においてなされた右役務に對する償還は東京銀行或は同商店の日本円の供托金を以つて琉球見返賃金勘定に對し實施すること。

供托金は在琉球軍政部が適當に提示した支拂請求書基き且つ琉

琉球の軍事費に對し日本田川田の比率に基くべきものとする。

本計畫に對し日本政府が根本の責任を負うべきものである。遺骨の送還の願は最高司令官宛に提出すること且つ之には琉球の軍政部長が同地に於て簽すべき該計畫の一部の實施を可能ならしめるための十分な情報を含むべきと

最高司令官に代り

高級副官 プラッシャー准將